

安全保障法制案に反対し、衆議院本会議における強行採決に  
抗議する会長声明

2015年7月15日、衆院特別委員会で、平和安全法制整備法案と国際平和支援法案（合わせて「本法案」という）が強行採決され、翌16日、衆議院本会議で採決が強行され、可決された。

当会は、集団的自衛権の行使や、武力行使と一体化するおそれなどから、本法案が、憲法9条に明白に違反し、本法案を成立させることは法律による実質的憲法改正であり、立憲主義の根本を否定する行為である指摘し、その違憲性を強く訴えてきた。

全国の弁護士会が、本法案に反対する会長声明や総会決議を出している。また、憲法審査会における憲法学者3名が本法案を「違憲」と指摘したことを契機に、国民の中でも本法案の違憲性がクローズアップされていた。

このような本法案について、国民からも反対の意見が多数あがり、また、世論調査では政府の説明が不十分だとする国民が極めて多いことが明らかである。当の安倍首相ですら、国会答弁で「国民の理解が進んでいない」と自認していたのである。

にもかかわらず、政府は十分な説明を尽くさないまま、本法案の強行採決を行ったのである。これは主権者たる国民を無視し、民主主義をないがしろにする暴挙といえる。

当会は、国民の理解が得られない中、審議を打ち切り強行採決されたことに強く抗議し、本法案に強く反対するものである。

2015（平成27）年7月29日

佐賀県弁護士会会長 江崎 匡 慶